(一)　過去三月間の利用者の数の平均値が、次の①又は②のいずれかに該当する場合

①　利用定員が三十人以下の指定児童デイサービス事業所等（指定障害福祉サービス基準第百十一条において準用する場合を含む。）に規定する運営規程に定められている利用定員（以下この項において「利用定員」という。）の数に三を加えて得た数を超える場合

②　利用定員が三十一人以上の指定児童デイサービス事業所等　利用定員の数に百分の百十を乗じて得た数を超える場合

(二)　一日の利用者の数が次の①から③までのいずれかに該当する場合

①　利用定員が十五人未満の指定児童デイサービス事業所等　利用定員の数に三を加えて得た数を超える場合

②　利用定員が十五人以上五十人以下の指定児童デイサービス事業所等　利用定員の数に百分の百二十を乗じて得た数を超える場合

③　利用定員が五十一人以上の指定児童デイサービス事業所等　利用定員の数に当該利用定員の数から五十を控除した数に百分の十を乗じて得た数に十を加えた数を超える場合

(2)　平成二十年四月一日以降

指定児童デイサービス事業所等の利用者の数が次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合

(一)　過去三月間の利用者の数の平均値が、利用定員の数に百分の百五を乗じて得た数を超える場合

(二)　一日の利用者の数が次の①又は②のいずれかに該当する場合

①　利用定員が五十人以下の指定児童デイサービス事業所等　利用定員の数に百分の百二十を乗じて得た数を超える場合

②　利用定員が五十一人以上の指定児童デイサービス事業所等　利用定員の数に当該利用定員の数から五十を控除した数に百分の十を乗じて得た数に十を加えた数を超える場合

ロ　指定児童デイサービス事業所等の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合
指定障害福祉サービス基準の規定により、指定児童デイサービス事業所等に置くべき指導員若しくは保育士又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。	百分の七十

四　介護給付費等単位数表第7の1の短期入所サービス費の注5の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合

イ　指定短期入所（指定障害福祉サービス基準第百十四条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。）の利用者の数（指定障害福祉サービス基準第百十五条第二項の規定の適用を受ける指定短期入所事業所（指定障害福祉サービス基準第百十五条第一項に規定する指定短期入所事業所をいう。以下同じ。）にあっては、当該指定短期入所事業所の利用者の数及び当該指定短期入所を行う障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第五条に規定する施設（以下「本体施設」という。）の利用者の数の合計数とする。）が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合
(1)　指定障害福祉サービス基準第百十五条第一項の規定の適用を受ける指定短期入所事業所（以下この項において「短期入所事業所」という。）の営業日ごとの利用者の数が、利用定員に百分の百二十を乗じて得た数を超える場合又は次の(一)若しくは(二)のいずれかに該当する場合 (一)　利用定員が五十人以下の指定短期入所事業所　一日の利用者の数が、利用定員に百分の百二十を乗じて得た数を超える場合 (二)　利用定員が五十一人以上の指定短期入所事業所　一日の利用者の数が、利用定員に当該利用定員の数から五十を控除した数に百分の十を乗じて得た数に十を加えた数を超える場合 (2)　指定障害福祉サービス基準第百十五条第二項の規定の適用を受ける指定短期入所事業所（以下この項において「本体施設」という。）の平均値が、過去三月間の利用定員（以下この項において「利用定員」という。）の数に百分の百五を乗じて得た数を超える場合又は次の(一)若しくは(二)のいずれかに該当する場合 (一)　利用定員が五十人以下の指定短期入所事業所　一日の利用者の数が、利用定員に百分の百二十を乗じて得た数を超える場合 (二)　利用定員が五十一人以上の指定短期入所事業所　一日の利用者の数が、利用定員に当該利用定員の数から五十を控除した数に百分の十を乗じて得た数に十を加えた数を超える場合	百分の七十

ロ　指定短期入所事業所の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合
指定障害福祉サービス基準の規定により、指定短期入所事業所に置くべき従業者の員数を満たしていないこと。	百分の七十